

第 61 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 4 年 8 月 5 日（金）16：15～16：45
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、山本防災対策部長、森吉戦略企画部政策提言・広域連携課長、高間総務部長、中尾医療保健部長、小倉医療保健部理事、中村子ども・福祉部長、大西環境生活副部長、小見山廃棄物対策局長（オンライン）、後田地域連携部長、山川スポーツ推進局長（オンライン）、下田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、野呂雇用経済部長、増田観光局長、佐竹県土整備部理事、山本県土整備部副部長、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、藤本出納局副局長（オンライン）、木平教育長、山口企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、松岡警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、中根四日市市危機管理統括部長（オンライン）、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 61 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日の会議は、8 月 2 日に開催した「三重県新型コロナウイルス感染拡大防止対策検討会議」でのご意見をふまえ、政府と協議を進めてきた「BA. 5 対策強化宣言」について、政府との協議が終了したことを受け、本県において発出するために開催する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について、感染症対策部から説明をお願いします。

（行方情報分析・検査プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内の新規感染者数は 7 月上旬から急増しており、8 月 3 日には過去最多の 3,657 人、直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 1012.1 人となったが、この先もピークが読めない状況である。
- ・新規感染者数の同じ曜日での推移を見ると、6 月下旬からほとんどすべての日

で前週の同じ曜日より増加している状況である。本日も先週の金曜日より高い数字となっている。

- ・地域別の発生状況については、多少の差はあるが、全地域とも患者数は7月上旬から急増している状況である。
- ・年齢別の患者発生状況では、20歳未満の割合が減少傾向にあるものの最も高く26%を示しており、60歳以上の割合は17%で若干増加傾向である。
- ・クラスターについては、4月から5月は19件であったのに対して、6月から本日8月5日までで30件の発表があった。そのうち23件、約8割を高齢者施設での発生が占めている。
- ・入院等の状況について、本日時点で重症者数は2名と少ないが、病床使用率は7月上旬から上昇している。分母となる確保病床数は増加しているものの、病床使用率はさらに上昇し続けて、本日は50.9%となっている。
- ・入院患者の年齢構成については、8月4日時点で、80%以上は60歳以上の方で、半数以上を80歳以上の方が占めている状況である。
- ・症状別の入院患者の状況は、同じく8月4日時点で、入院患者のうち中等症以上などの入院医療を必要とする患者の割合が約7割を占めている状況である。
- ・県内の発生状況の説明は以上である。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。

(質疑なし)

議題2 三重県BA. 5対策強化宣言について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2「三重県BA. 5対策強化宣言」について、総合対策部から説明をお願いします。

(天野感染症対策課長) 資料2に沿って説明

- ・三重県BA. 5対策強化宣言について、資料2をご覧ください。
- ・昨日8月4日に病床使用率が50%を超え、救急医療にも影響が出始めているなど、医療提供体制への負荷が大きくなっている状況である。
- ・医療提供体制のひっ迫を防ぎながら、社会経済活動の維持に取り組んでいくためには、まず、重症化リスクのある方への感染を防止するための対策が必要であると考えている。
- ・この感染拡大を抑えるためには、高齢者等や同居家族の方のみならず、若い世代の方も含めて、すべての世代で対策に取り組むことが重要である。

- ・引き続き、県民の皆様や事業者の皆様に、適切な感染防止対策の徹底をお願いするものである。
- ・三重県B A. 5対策強化宣言の期間は、本日8月5日(金)から8月21日(日)までとしており、対象区域は県内全域である。
- ・1県民の皆様へのお願いとして、(1)基本的な感染防止対策の再徹底については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法という。)第24条第9項に基づく協力要請である。エアコン使用時も適宜換気を行うなど、換気の徹底をお願いする。また、家庭内も含め、高齢者等と会う際にはマスク着用の対策をお願いする。
- ・(2)ワクチン接種機会の活用について、未接種の方の3回目までの接種、また高齢者や基礎疾患がある方等の4回目接種について、積極的に接種機会を活用していただきたい。
- ・(3)検査の活用については、帰省等で普段会わない高齢者等と会う場合に検査を活用いただきたい。
- ・(4)感染リスクの高い行動への対策については、特措法に基づく協力要請としている。高齢者、基礎疾患をお持ちの方やその同居家族については、「三つの密」に当てはまる場所を避けるなど、感染リスクに注意して行動いただきたい。併せて、若い世代の方も含めて、すべての世代においても同様に注意して行動していただきたい。
- ・(5)会食時の対策について、「マスク会食」「黙食」の徹底を特措法に基づき協力要請する。そして、換気等の対策が徹底されている「あんしん みえリア」認証店をご利用いただきたいと考えている。
- ・(6)医療機関の適切な受診についても、特措法に基づく協力要請としている。検査・診断目的での救急外来や救急車の利用は控えていただき、例に挙げているような、真に必要な場合にのみご利用いただきたいと考えている。症状が軽く重症化リスクが低い方については、8月10日から運用を開始する予定の、県が配布する抗原定性検査キットをご活用いただければと考えている。
- ・2事業者の皆様への要請内容については、(1)人が集まる場所における感染防止対策の徹底として、効果的な換気の徹底等の対策について、特措法に基づき協力要請する。
- ・(2)感染症に対応した事業継続の取組として、テレワーク等の推進をお願いする。
- ・(3)高齢者施設、学校・保育所等における対策は、特措法に基づき協力を要請する。施設の従事者の方の基本的な感染防止対策を改めて徹底していただきたいということ、また、対象施設において、社会的検査を積極的にご活用いただきたいというものである。

- ・(4) 飲食店における対策については、飲食時以外のマスク着用や手指消毒の積極的な呼びかけ、十分な換気等に加え、どのような対策をとっているかという換気等の対策の状況を利用者に伝えるための表示もできる限り行っていただきたいと考えている。
- ・(5) イベントにおける対策については、大規模なイベントにおいては、十分な人と人との間隔を確保する対策、感染防止安全計画又はチェックリストを作成して対策を徹底していただきたい。
- ・その他、基本的な感染防止対策については、「三重県指針」ver. 16をご確認いただきたい。
- ・続いて、3県民の皆様の命を守るための「みえコロナガード」などに基づく県の取組について、(1) 幅広い検査の実施として、8月5日から18日までの間、近鉄四日市駅、宇治山田駅において臨時検査拠点を設置する。
- ・また、高齢者施設、障害福祉施設等における従事者に対する社会的検査については、9月末まで実施しているところである。
- ・診療・検査医療機関を受診する代わりに、有症状者への抗原定性検査キットの配布、陽性者の登録等を行う体制を整え、8月10日から運用を開始する方向で進めている。
- ・(2) ワクチン接種機会の提供について、今現在、県営の集団接種会場は8月3日に県の伊勢庁舎で予定しているものを残すのみだが、この日程の追加について検討を進めているところである。武田社ワクチン(ノババックス)の接種日程については、8月18日から9月22日までの毎週木曜日、計6回の日程を追加したところである。
- ・(3) 医療提供体制の確保に関し、確保病床は、本日の時点で558床、うち重症者用の病床が52床という体制となっている。また、津市のプラザ洞津の臨時応急処置施設については、昨日8月4日から稼働しているところである。宿泊療養施設については、4施設496室で運用している。
- (4) 高齢者施設等での感染拡大防止・医療支援の強化については、陽性者が発生した場合の相談窓口の設置、感染制御クラスター対応チームの体制強化、医療を必要とする施設内療養者への医療提供体制の構築を進めているところである。定員が多く、大規模感染に繋がることが懸念される高齢者施設に対して、重点的に検査を強く推奨しており、8月5日までに訪問あるいは電話・文書による依頼を行ったところである。
- ・(5) 保健所への応援については、引き続き応援職員リスト約350名による迅速な応援を継続するとともに、外部人材についても、さらに増員を進めていきたいと考えている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について意見や質問はあるか。

(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、ただいまの説明のとおり、三重県B A. 5 対策強化宣言について決定してよろしいか。

(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではこのとおり決定する。

議題3 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に「各部からの報告事項」がある部局は挙手をお願いします。

(小倉医療保健部理事)

- ・医療保健部から3点報告する。
- ・宣言でも強調しているが、ワクチンの接種機会を利用させていただくということ、職員をはじめ、周囲の方にもぜひとも協力していただきたい。
- ・2点目は検査について、宣言でも触れているが、症状のある方・ない方、それぞれに対応した検査事業があるので、ぜひとも、移動あるいは帰省の際には検査の機会を活用していただきたい。
- ・3点目は応援に関する引き続きのお願いである。これまでも各部から応援をいただき、保健所業務・本部業務ともに大変助かっている。重点化や省力化の工夫はしているものの、このような患者の発生状況になっているため、ご協力について引き続きお願いしたい。

(高間総務部長)

- ・本日の三重県B A. 5 対策強化宣言をふまえ、職員、それから職場においては、新型コロナウイルス感染防止対策について、今後も引き続き、気を引き締めて取り組んでいただきたい。来週の月曜日にはまた改めて、総務部から感染拡大防止対策の取組についての通知文を発出するので、対策あるいは取組の徹底をよろしくお願いしたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・他の部局で報告事項があればお願いします。
(発言なし)

知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「指示事項」をお願いします。

(一見知事)

- ・昨日8月4日、病床使用率が50%を超え、7月21日に「感染防止行動徹底アラート」を発出したときよりもさらに医療提供体制への負荷が大きくなっている。こうした状況の中、愛知県、岐阜県の3県で足並みをそろえて「BA.5対策強化宣言」を発出することとし、本日の会議において決定した。各部においては、今回の宣言をふまえ、今後の感染動向を注視して引き続き気を緩めることなく業務にあたること。
- ・今回の宣言においては、症状が軽く重症化リスクが低い方は診療・検査医療機関を受診する代わりに、県が配布する抗原定性検査キットを活用するよう呼びかけたところであるが、希望する方が確実に検査できる体制を滞りなく整えること。また、本日から18日までの期間、県内2か所に設けている臨時検査拠点についても、円滑に運営を行うこと。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの指示事項について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- ・以上で第61回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。